

令和5年11月15日

海事局 国際油濁補償基金対策室

国際油濁補償基金第28回総会等の結果概要

～ 拠出金請求に関する決議、監査委員会委員の選挙等が行われました～

令和5年11月7日（火）から10日（金）まで、国際海事機関本部（ロンドン）において、国際油濁補償基金（IOPCF）第28回総会等が開催されました。今次会合では、拠出金請求に関する新しい決議、監査委員会委員の選挙等が行われました。

国際油濁補償基金（以下「基金」という。）は、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、被害者に対して補償を行うために設立された国際機関です。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は最大拠出国の1つです。

今次会合には72加盟国及びオブザーバーが参加し、我が国からは、国土交通省、在英日本国大使館、学識経験者、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター等の関係者が出席しました。

主な結果（詳細は別紙のとおり）

1. 拠出金請求に関する新しい決議

拠出金の算定に必要な油受取量を基金に報告していない加盟国が散見され、これらの国の油受取人に対して基金への拠出を請求できていないことに関し、「基金に対して油受取量の報告がない場合には、油受取量の推定に基づいて拠出金の請求書を発行することができる権限を基金事務局長に与える」旨の決議が採択されました。

2. 監査委員会委員の選挙

基金の適切な運営を確保する監査委員会の委員（任期3年）の選挙が行われ、日本から立候補した大須賀英郎氏（日本海事センター参与）が最多得票で選出されました。

3. 基金のリスク増加への対処

ロシア産原油等に関するオイル・プライス・キャップ制度を逃れるため、タンカーの位置情報（AIS）の改ざんや船舶間の危険な原油積替えオペレーションが行われており、油濁事故リスクが高まっていることに関する問題意識が共有されました。

4. 基金に関連する事故・拠出

基金に関連する複数の油濁事故について、進捗の報告及び議論が行われました。2つの事案の補償のため、計30百万英ポンドを拠出者に請求する旨が承認されました。



<問合せ先>

海事局 国際油濁補償基金対策室 宮島、尾崎

代表 03-5253-8111（内線 43-266/224）

直通 03-5253-8631

別紙 国際油濁補償基金第 28 回総会等の主な審議結果

1. 拠出金請求に関する新しい決議

基金は、各加盟国から提出される油受取量報告書に基づいて事務局が拠出金を算定し、拠出者となる油受取人に対して拠出を請求する仕組みとなっています。

油受取量報告書の提出は 92FC（※ 1）に基づく加盟国の条約上の義務であるにもかかわらず、油受取量報告書を提出していない加盟国が長年散見され、補償に必要な拠出金を適切に請求できていないことが大きな問題となっています。

この問題に対処するため、2022 年総会の議論を踏まえ、今次会合では、基金に対して油受取量の報告がない場合には、油受取量の推定に基づいて拠出金の請求書を発行することができる権限を事務局長に与える決議案が事務局長から提案されました。

同決議案及び関連する内部規則の改正は、参加国の反対なく採択されました。

我が国は、本決議案に賛成し、これにより油受取量報告が促進されることを期待する旨、過少な請求とならないよう推定は適切にすべき旨等を指摘するとともに、関連条約に基づく適切な拠出に関する問題の引き続きの精査を基金事務局に依頼しました。

※ 1 : 1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約

2. 監査委員会委員の選挙

基金には、その適切な運営を確保するために監査委員会が設置されています。委員は、専門家 1 名に加え、加盟国が推薦した者から 6 名が選挙により選出されることとなっています（任期 3 年。最大 2 期まで）。基金の最大拠出国の 1 つである我が国にとって、拠出金が適切に被害者の補償に充てられているか等、基金の適切な運営を精査する監査委員の役割は非常に重要です。

今次会合では、2026 年までを任期とする新たな監査委員の選挙が行われました。日本が推薦した大須賀英郎氏（公財 日本海事センター 参与）を含む 8 名の立候補がありましたが、大須賀氏は最多得票を獲得して 2 期目の監査委員に選出されました。

<大須賀英郎氏 経歴>

1978 年旧運輸省入省。基金の法務審議官、運輸安全委員会事務局長等を経て、現在は（公財）日本海事センター 参与。2020 年より基金監査委員（1 期目）。



<新たな監査委員 一覧・得票数>

大須賀 英郎氏（日本）	2 期目	5 5 票
クリストフ・ムンガンジェラ氏（ナミビア）	1 期目	5 1 票
アニッシュ・ジョゼフ氏（インド）	1 期目	5 0 票
アルフレッド・ポップ氏（カナダ）	2 期目	4 6 票
トーマス・ヘイナン氏（マーシャル諸島）	2 期目	4 5 票
フォルカー・ショフィッシュ氏（ドイツ）	1 期目	4 1 票

なお、監査委員長にはフォルカー・ショフィッシュ氏（ドイツ）、副委員長には大須賀英郎氏（日本）が任命されました。

3. 基金のリスク増加への対処

2022年12月から、一定価格以下のロシア産原油等についてP&I保険の付保を認めるオイル・プライス・キャップ制度が、日本を含むG7、EU及び有志国により開始されています。

他方で、同制度による制裁を逃れるため、タンカーの位置情報（AIS）の改ざんや国際海域における船舶間の危険な原油積替えオペレーションなどが行われています。このような行動をする‘Dark Fleet’などと呼ばれる船舶の増加により、油濁事故のリスクが高まっていることが事務局より報告されました。

Dark Fleetによる油濁事故は、適切な保険が付保されていないことにより船主側による補償がなされない事案となったり、油の流失源の船舶の特定が困難であることにより出所不明の油流出（いわゆるミステリースピル）事案となったりする可能性があり、そのような場合には、92CLC（※2）及び92FCに基づいて、基金による補償が行われる可能性があります。

我が国からは、同制度が確実に履行されなければならないことを念頭に、基金の全加盟国に対して、2023年10月に同制度に関してG7等が公表したアドバイザリーにおいて提言されている行動の実施を関係業界に働きかけるよう促しました。また、特に、同制度下における十分なP&I保険の付保の重要性を指摘しました。

※2：1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

4. 基金に関連する事故・拠出

2023年2月末にフィリピンで発生した油濁事故（Princess Empress号）を含む12の基金に関連する油濁事故について、進捗の報告及び議論が行われました。

Bow Jubail号事案及びPrincess Empress号事案の補償のため、計30百万ポンドを拠出者に請求する旨が承認されました。

なお、事故に係る被害者への補償は、92CLCに基づき、責任限度額まで船主又は保険会社が支払うこととなっており、責任限度額を超えた額については、92FCに基づき、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者が支払った拠出金をもとに基金が支払うこととなっています。



会議の様子

以上